

令和3年9月16日

市内各小中学校
保護者の皆様

小野市教育委員会

一人一台端末の持ち帰りにともなう貸出品と使用上の留意事項について

平素は本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、昨年度より整備を進めてきました一人一台端末及び高速インターネット回線の整備が完了し、1人1台端末を活用した授業が始まっています。

本市では、基本的に端末の活用は、学校のみとし、端末を持ち帰っての学習は現時点では実施しない方針です。しかしながら、長期にわたる休校や学級閉鎖等の緊急時には、端末を持ち帰り、それを使ってオンライン学習等を実施する予定です。

については、緊急時の端末の貸出及び利用について、下記のとおり、丁寧かつ適正にご利用いただきますようご協力をお願いいたします。

記

1 貸出品について

Chromebook(必要に応じて充電用ケーブル式・モバイルルーターと充電器)

- ※ 端末は、学校のネットワークだけでなく、家庭や一般のネットワーク(スマホ等のテザリングも含む)にも接続できるように設定しています。
- ※ 状況によりモバイルルーターもあわせて貸し出す場合もあります。

2 貸出し及び利用に係る留意事項

- ・ 公序良俗に反することや、違法行為、極端な生活リズムを崩すような利用はやめてください。また、ゲーム、SNS等の利用や学習目的以外の動画視聴もやめてください。
- ・ 使用時間や場所、個人情報の取り扱い等についてお子様とよく話し合い、安全安心なインターネット利用のため、各ご家庭で利用ルールの確認をお願いいたします。
- ・ 各種設定やフィルタリング設定、パスワード等、変更しないでください。
- ・ 他人への転貸(また貸し)をしないでください。
- ・ Chromebookは、小学生はランドセル、中学生は通学カバンに入れます。
- ・ 貸出機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。(貸出機器が正常に使用できる状態でない場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。)
- ・ わからないことや不安なことがある場合は、各学校にお問い合わせください。